

第3節 郵便事業特例措置

郵便事業特例措置

□日本郵便株式会社

災害が発生した場合において、日本郵便株式会社は災害の態様及び公衆の被災状況等の被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。市は、日本郵便株式会社が実施する災害特別事務の内容や援護対策について、被災した住民をはじめとして、市民に対し広報並びに特例措置に関する内容周知を図るよう努める。

1. 被災地あて救助用郵便物等の料金免除

日本郵便株式会社が公示して、行橋郵便局長は被災者の救助などを行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会、その他総務省令で定める法人または団体にあてた救助用物品を内容とする「小包郵便物」及び救助用・見舞用「現金書留郵便物」の料金免除を実施する。

2. 被災者に対する郵便葉書などの無償交付

災害救助法が発動された場合、被災1世帯あたり郵便葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。なお、交付場所は日本郵便株式会社が指定した支店及び郵便局とする。

3. 被災者が差し出す郵便物の料金免除

被災者が差し出す郵便物(速達郵便及び電子郵便を含む)の料金免除を実施する。なお、取り扱い場所は日本郵便株式会社が指定した支店及び郵便局とする。

4. お年玉付郵便葉書寄付金の配分

被災者の救助を行う団体が、被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書寄付金を配分する。

5. 利用の制限及び業務の停止

日本郵便株式会社は、重要な郵便物の送達の確保や交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、郵便の利用を制限し、または郵便業務の一部を停止することがある。市は、これらの業務状況を市民に対し、広報誌やホームページ等を通じて周知する。